

令和3年度弘前市新しい中心市街地の在り方検証・検討等支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和3年度弘前市新しい中心市街地の在り方検証・検討等支援業務

2 目的

弘前市（以下「市」という。）では、平成20年7月に弘前市中心市街地活性化基本計画（第一期）を、平成28年4月に弘前市中心市街地活性化基本計画（第二期）（以下「現行計画」という。）を策定し、以来、地域住民や関係団体等とともに、中心市街地活性化に資するさまざまな施策を推進してきているものの、少子高齢化、商業環境の変化、そしてまた新型コロナウイルス感染症の影響により、市の中心市街地は厳しい状況が続いている。

今日、国においては、商店街の今後の在り方について「商店が集まる街から生活を支える街への変革」を求める動きになっている。また、市が実施した、市民を対象としたアンケートの結果によると、将来の中心市街地に対するニーズとしては、商業機能の充実を求める一方で、医療・福祉機能、子育て機能を望む意見が多くなっている。

それらを踏まえ、市では中長期的な視点から持続可能な中心市街地の実現に向け、商業だけではなく、健康・医療・福祉関連、子育て、ビジネス、観光などのさまざまな機能を充実させ、これまでとは異なる新たな目的を持った来街者を取り込むことにより、中心市街地の活性化を図るため、新しい中心市街地の在り方を検証・検討し、（仮称）弘前市中心市街地グランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）を策定することとした。

本業務は、市において、現行計画の検証・総括を含め、専門的な知識・技術や客観的な視点に基づき、確実かつ効率的にグランドデザインの策定作業を遂行するに当たって、必要な資料の作成及びグランドデザインの策定支援を行うものである。

3 履行期限

契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。

4 業務の実施

- (1) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって、市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 打合せは次の時期に行い、打合せ後、速やかに記録を作成し、協議記録簿を市に提出すること。
 - ①業務着手時
 - ②受注者または市が必要と認めた時
- (4) 受注者は、業務の遂行状況について、市に対して毎月1回、業務遂行状況報告書を提出すること。
- (5) 受注者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。

- (6) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し市の承認を得ること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 基本条件

- ・ 現行計画の総括等及びグランドデザインの策定支援に当たり必要な庁内の資料は、市から提供するものとする。
- ・ グランドデザインについては、弘前市パブリックコメント制度実施要綱に則り、遅くとも令和4年1月上旬～2月上旬にパブリックコメントの実施を予定している。このため、グランドデザインについては、遅くとも令和3年12月上旬までに完成できるように、策定支援を行うものとする。
- ・ グランドデザインの期間については、概ね20年を想定している。

6 業務内容

(1) 現行計画の総括・事後評価

① 資料収集整理

② 成果の把握及び分析評価

ア 事業の実施状況の把握

イ 数値目標の達成状況の評価

ウ その他の数値指標等の検討

数値目標以外で、事業効果が見られる指標等について、検討・評価を行う。

エ 各種データの検証

現行計画に記載されている統計的な各種データ（人口、産業、商業、公共交通等）の動向を把握し、郊外部や他都市と比較するとともに、影響を与える要因等の分析や課題抽出など評価・検証を行う。

③ 効果発現要因の整理

現行計画に掲載された各事業について、実績や進捗状況により各指標改善への貢献度及び影響度等を評価する。

④ 市民意識の調査、分析

現行計画の実施前と後において、中心市街地の賑わい等について市民意識がどのように変化したのかアンケート調査を実施し、その結果を分析する。

(2) 新しい中心市街地の在り方検証・検討

① 地域課題・市民ニーズの整理

アンケート調査の実施・集計・分析及び中心市街地の課題の分析を行う。

② 新たな役割・区域、必要な機能等の整理

各商店街の今後の方向性の専門的視点からの助言

ア グランドデザインのコンセプト、テーマと目指すべき方向性

上位計画等（弘前市総合計画、弘前市都市計画マスタープラン等）におけるまちづ

くりの考え方や主要な取組、現行計画の総括・事後評価を踏まえ、ランドデザインのコンセプト等を整理する。

イ ゾーニング計画

各地区のニーズや課題等を踏まえたゾーニングを行い、ゾーンごとの今後の方向性について整理する。

③ 中心市街地の活性化を実現していくための方策

ランドデザインの目的を達成するために、推進・検討していく方策を整理する。

④ ランドデザインの策定支援

(2)①～③を整理のうえ、関係機関及び弘前市中心市街地活性化協議会での協議結果、パブリックコメントによる意見等を踏まえ、ランドデザイン策定支援を行う。

7 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 弘前市新しい中心市街地の在り方検証・検討等支援業務報告書（A4サイズ）2部
- (2) 協議記録簿（A4サイズ）1式
- (3) 業務遂行状況報告書（A4サイズ）1式
- (4) 上記成果品の電子データ（CD-R）1式

※電子データは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint 形式とする。

- (5) その他当該業務に付随する資料で特に市から求められたもの。

8 注意事項

- (1) 受注者は、弘前市個人情報保護条例（平成18年弘前市条例第19号）を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は市に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、市の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受注者はすみやかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。